

五所川原市選挙啓発サポーター募集要項



1 募集概要

若い方々の視点での選挙啓発を行い、原則 18 歳から 39 歳までの若い有権者を対象として明るい選挙の推進、若年層の投票率向上を目的としており個人、団体問わず入会することができます。

2 主な活動内容

(1) 個人

- ① 選挙時啓発活動（ボランティアのため無報酬）
市内ショッピングセンターにおいて来客者を対象に投票参加を呼びかけます。
- ② 新成人への投票呼びかけ（ボランティアのため無報酬）
成人式会場において新成人を対象に投票参加を呼びかけます。
- ③ 期日前投票の投票立会人（選挙権のある方のみ対象）（時給 900 円程度）
期日前投票所において選挙人の投票に立ち会います。

(2) 団体

- ① 選挙時啓発活動（ボランティアのため無報酬）
市内ショッピングセンターにおいて来客者を対象に投票参加を呼びかけます。
- ② 新成人への投票呼びかけ（ボランティアのため無報酬）
成人式会場において新成人を対象に投票参加を呼びかけます。
- ③ 期日前投票の投票立会人（選挙権のある方のみ対象）（時給 900 円程度）
期日前投票所において選挙人の投票に立ち会います。
- ④ 啓発グッズの作成
ポスター、チラシ、その他選挙啓発グッズを作成します。
- ⑤ 研修やイベント時における選挙出前講座の開催
選管職員による講義や模擬投票の受け入れ等を実施します。
- ⑥ その他啓発活動
社内、校内における選挙啓発の周知、参加希望者に対する配慮の実施
- ⑦ その他本会の目的達成に関する必要な事業

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、本会の目的達成に関し必要な事業への参加

3 勤務時間

(1) 選挙時啓発活動

期日前投票期間中 1 日、原則 11 時から正午までの 1 時間程度

(2) 新成人への投票呼びかけ

成人式当日、原則 11 時から正午までの 1 時間程度

(3) 期日前投票の投票立会人

期日前投票期間中 1 日～数日、1 日につき 6～10 時間程度

(4) 必要に応じて随時

4 労働条件

(1) 保険

社会保険・雇用保険は適用されません。

5 応募資格

(1) 個人

選挙権があり五所川原市に住所を有している者。

ただし、高校生については高校及び保護者が事前に許可していること。

性別や職業は問いませんが、特定の候補者の選挙運動に携わっている方や候補者の親族の方は応募をご遠慮ください。

(2) 団体

五所川原市内に事務所等を置く法人（政党、政治団体、宗教団体を除く）、短期大学校、高等学校。

ただし、特定の公職者（候補者）または政党を推薦、支持もしくは反対することを目的とした団体等及び暴力団またはその構成員の利益になる活動を行う団体は応募をご遠慮ください。

6 応募期間

通年募集しております。

7 受付窓口

五所川原市選挙管理委員会事務局（市役所 2 階）

8 応募方法

「五所川原市選挙啓発サポーター登録用紙」に必要事項をご記入の上、選挙管理委員会事務局まで直接持参もしくは郵送にてご提出ください。

ただし、高校生の場合は高校及び候補者の許可を受けてから提出してください。

9 応募から活動まで

(1) 「五所川原市選挙啓発サポーター登録用紙」を選挙管理委員会事務局まで提出。

(2) 用紙を提出した個人もしくは団体を登録。（登録団体は市のホームページに掲載）

(3) 活動日を登録者もしくは登録団体へ連絡し、活動の可否、希望勤務場所等を通知。

(4) 活動を依頼。

(5) 活動。

(6) 活動実績を市のホームページ、ツイッターに掲載。